様式第8号(第6条関係)

年　　月　　日

鏡野町長　様

住　　所

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

太陽光発電設備設置事業確約書

太陽光発電設備設置事業を施工するに当たり、事業施工中及び完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に管理することを確約します。

記

1　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業区域の所在地 |  |
| 事業区域の面積 | ㎡ |
| 発電設備の出力 | kW |

2　確約内容

(1)　近隣関係者等との協議及び連携を図るとともに、関係法令及び鏡野町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例を遵守し、生活環境への影響を可能な限り回避し、又は低減する措置を講じます。

(2)　事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処するほか、事業区域の管理及び太陽光発電設備の維持管理を適切に行います。

(3)　近隣関係者等と事業等に関する苦情、紛争等が発生した場合は、町長へ速やかに報告するとともに、誠意をもって苦情、紛争等の解決に努めます。

(4)　発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において、発電設備の全部を撤去します。なお、撤去及び廃棄に当たっては、設置計画の段階から予定耐用年数等を踏まえ、事業計画に運営事業期間を位置付け、期間終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理します。

(5)　発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合、太陽光発電設備設置事業変更等届出書を提出するとともに、町との協議内容その他太陽光発電設備の設置及び維持管理に必要な事項を当方が相手側に責任をもって承継します。

(6)　発電設備稼働後、発生した重大な事故及び設備故障等は、町長へ速やかに報告します。